

議第 129 号

一般廃棄物処理に係る事務の委託の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項の規定により、令和 2 年 9 月 30 日をもって、下呂市から高山市への一般廃棄物処理に係る事務の委託を廃止することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 2 年 7 月豪雨災害により通行不能となっていた国道 41 号の応急復旧工事及び関係事務手続きの完了に伴い、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき高山市へ委託している一般廃棄物処理に係る事務を廃止することについて、同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。